

平成 年 月 日

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会 事務局長 様

## 子育てグッズ貸出申請書

〈申請者〉

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 \_\_\_\_\_

裏面『貸出条件』を承諾し、下記のとおり申請します。

記

利用対象児	フリガナ 氏 名	平成 年 月 日生 ( 才 か月)
続 柄	1. 父母 2. 祖父母 3. その他 ( )	
貸出物品	チャイルドシート・ジュニアシート・ ベビーカー・ベビーベッド	型番 ( )
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
申請理由 (該当項目に○ 印)	1. 帰省のため 2. 購入する予定があるが、購入の間まで必要なため 3. 緊急のため 4. その他 ( )	

【以下社協記入欄】上記申請に基づき貸出いたします。

事務局長	係 長	総括主任	主 任	係	受渡 / (印)
事務局長	係 長	総括主任	主 任	係	返却 / (印)

〈裏面に続きます〉

### 【貸出用 安全点検項目】

安 全 点 検 項 目	<input type="checkbox"/> 取扱説明書、本体、必要な部品が揃っていますか？ <input type="checkbox"/> 本体にひび割れ、破損、変色等はありませんか？ <input type="checkbox"/> 本体の機能は正常に作動しますか？ <input type="checkbox"/> 本体に著しい汚損等はありませんか？
誓 約 書	<p>子育てグッズの貸出を受ける場合、次の事を誓約いたします。</p> <p>(1) 本体の使用につきまして、特に異常・故障等はなく、問題ないことを確認しました。</p> <p>(2) 貸出により、何らかの損傷・傷害を負う事があっても、本会に賠償責任等を請求しません。</p> <p>(3) 貸出を受けた物品を故意または過失により損傷させた場合は、本会の指示に従い、ただちに現状に復しその損害を賠償いたします。</p> <p>(4) 借用を受けた備品の使用が終了した場合は、借用前の状態に戻し、速やかに返却いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p>

### 【返却用 安全点検項目】

- 返却前に清掃は済んでいるか。
- 必要な備品は揃っているか。
- ひび割れ、損傷、変色・汚れ等の異常はないか。
- 使用中の不具合の発生 (有・無)
- 物品を落とす等の衝撃の有無 (有・無)
- 使用中の事故の有無 (有・無)

※事故有の場合

- ・事故の内容や物品の破損程度 ( )
- ・使用者の他、第三者への傷害の有無 ( )

## 貸出条件

対象者	尾鷲市在住の方で一時的に必要な方 帰省により一時的に必要な方	
貸出内容	お子様1名につき1台まで	
申込方法	当日	本会窓口にて申請書を提出
	予約	レンタル日の3ヵ月前より受付可能 ただし、予約状況により希望にお答えできない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の場合、窓口にて申請書を提出</li> <li>・市外在住の場合、電話にて受付。受取り時申請書提出</li> </ul>
申請時必要な物	運転免許書・印鑑（認印可）	
貸出期間	原則1ヵ月以内 ※ただし3ヵ月まで延長可（その場合1ヵ月ずつ延長申請が必要） 延長を希望される場合は、 <u>返却日の1週間前までに本会へ延長希望の連絡を必ず行うこと</u> 。ただし、予約状況により延長をお受けできない場合があります。 また、申請期日に返却が出来ない場合も1週間前に <u>必ず本会へ連絡を行うこと</u> 。（総務・福祉係 TEL 0597-22-3246）	
使用上の注意	物品の使用目的にあった使用をすること。 第三者への譲渡、転貸、処分をしてはいけません。	
本会へ連絡すべき事象	連絡先に変更が生じた場合 転勤等で『市外』へ転居する場合 使用上、物品に不具合が生じた場合 交通事故又は落下等により強い衝撃を受けた場合	
返却方法	シートカバー等のクリーニングなど衛生処理後、期日までに返却。 月曜日から金曜日 8:30～17:15 の間に返却可能（祝日除く）	

以上

レンタル料金は無料です。

※こちらの子育て支援事業は、皆様からいただいた『赤い羽根共同募金』によって運営しております。



社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会  
三重県尾鷲市栄町 5-5  
尾鷲市福祉保健センター 1F  
総務・福祉係 TEL 0597-22-3246